

# 業務及び財産の状況に関する説明書

## 【2023年3月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、作成したものです。

日本相互証券株式会社

# I. 当社の概況及び組織に関する事項

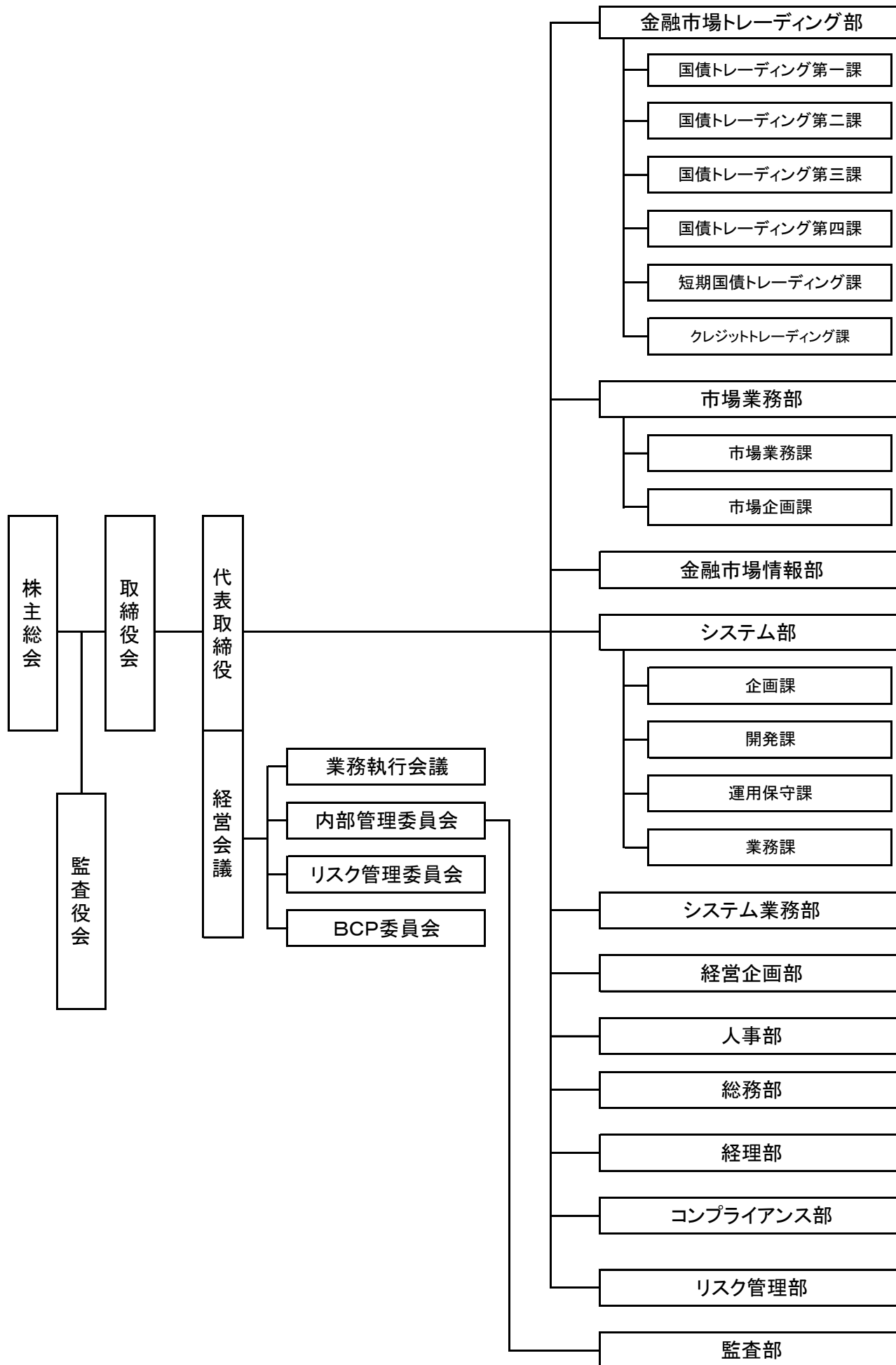
1. 商 号 日本相互証券株式会社  
(英文表記: Japan Bond Trading Co., Ltd.)

2. 登録年月日 2007年9月30日  
及び登録番号 (関東財務局長(金商)第136号)

## 3. 沿革及び経営の組織

### (1) 会社の沿革

年	月	沿 革
1973年	7月	日本相互証券株式会社設立、資本金5,600万円
	9月	営業開始
1983年	12月	資本金1億4,000万円に増資
1985年	6月	ディーリング認可金融機関と取引開始
1986年	6月	スクリーントレーディングシステム導入
	8月	金融機関に第三者割当増資、資本金18億9,000万円
1987年	4月	月間売買高243兆7,575億円を記録
	8月	国債決済の5・10日(ごとおび)決済開始
1989年	6月	タッチパネル方式のトレーディングシステム導入
1993年	7月	日本銀行と当座取引開始
1994年	4月	国債DVP決済開始
1996年	10月	国債決済、ローリング決済に移行、当初はT+7
1997年	1月	クライアント・サーバ方式のワークステーション導入
	4月	国債決済、T+3に移行
1998年	12月	証券取引法改正 証券業登録 BB国債価格(引値)公表開始
1999年	12月	e-ibis運用開始
2000年	6月	BB Super Trade運用開始 株式私設取引システム(PTS)運營業務認可取得
	9月	株式PTS運營業務開始
2001年	1月	国債決済、即時グロス決済(RTGS)方式に移行
	2月	債券業務についてPTS運營業務変更認可取得
	4月	国債取引システムについてユーザー入力開始
2002年	7月	株式PTS運營業務終了
2005年	4月	BIS(Bond Information Service)提供開始
2007年	9月	金融商品取引業登録
2011年	5月	新トレーディングシステム(第9次)稼動
2012年	4月	国債決済、T+2に移行
2017年	5月	新データセンター稼動
2018年	5月	国債決済、T+1に移行



#### 4. 大株主の状況

(2023年3月31日現在)

株主の氏名又は名称	所有株式数(株)	議決権比率(%)
S M B C 日興証券株式会社	243,000	17.40
株式会社大和証券グループ本社	189,300	13.56
みずほ証券株式会社	128,000	9.16
野村ホールディングス株式会社	79,701	5.70
野村プロパティーズ株式会社	67,500	4.83
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	58,000	4.15
株式会社野村総合研究所	41,500	2.97
岩井コスモホールディングス株式会社	40,000	2.86
株式会社岡三証券グループ	40,000	2.86
株式会社みずほ銀行	33,900	2.42
株式会社三菱UFJ銀行	33,900	2.42

#### 5. 役員の名義又は名称

(2023年6月30日現在)

氏名	担当及び重要な兼職の状況	
榊原正一	代表取締役会長	金融市場トレーディング部、市場業務部、経営企画部、人事部管掌
中川雅久	代表取締役社長	
古荘真義	専務取締役	
太田一成	専務取締役	システム部、総務部、経理部管掌
石井光太	常務取締役	金融市場トレーディング部、市場業務部担当
山口昌宣	常務取締役	リスク管理部、コンプライアンス部、金融市場情報部、システム業務部管掌
上山毅弘	取締役(非常勤)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 執行役員 フィクストインカムグループ長兼市場商品開発部の担当(特命)
岡部大平	取締役(非常勤)	みずほ証券株式会社 執行理事金融市場本部副本部長
越部経憲	取締役(非常勤)	野村証券株式会社 マクロ・トレーディング部長
田澤健一	取締役(非常勤)	大和証券株式会社 執行役員金融市場担当兼グローバル・マーケット戦略企画副担当
柳沼宏和	取締役(非常勤)	S M B C 日興証券株式会社 金融市場部長
松本洋志	取締役(非常勤)	三井住友信託銀行株式会社 執行役員マーケット事業副統括
坂田龍太郎	常勤監査役	
三津龍一	監査役(非常勤)	岩井コスモ証券株式会社 債券部長
福間通夫	監査役(非常勤)	東海東京証券株式会社 債券部グループリーダー

- (注) 1. 取締役のうち上山毅弘、岡部大平、越部経憲、田澤健一、柳沼宏和及び松本洋志の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三津龍一及び福間通夫の両氏は、社外監査役であります。

**6. 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名**

(2023年6月30日現在)

氏名	役職名
後藤 香	執行役員 リスク管理部、コンプライアンス部担当兼 リスク管理部長兼コンプライアンス部長

**7. 業務の種別**

- (1) 金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務  
有価証券の売買及びその媒介（金融商品取引法第2条第8項第1号・第2号）
- (2) 金融商品取引法第28条第1項第4号に掲げる行為に係る業務  
金融商品取引業者及び有価証券関連業の登録を受けた金融機関等を相手方とする  
債券取引に係る私設取引システム（PTS）運営業務（金融商品取引法第2条第8  
項第10号）  
(注)当社は、金融商品取引業に付随する業務（金融商品取引法第35条第1項規定業務）として、  
債券価格情報等の提供を行っております。

**8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地**

本店 東京都千代田区外神田一丁目18番13号

**9. 他に行っている事業の種類**

他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び  
計算受託業務（金融商品取引法第35条第2項第7号）

**10. 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関**

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

**11. 加入する金融商品取引業協会**

日本証券業協会

**12. 加入している金融商品取引所**

会員等として加入している金融商品取引所はありません。

## 13. 加入している投資者保護基金

当社は、有価証券関連業を第一種金融商品取引業として行っており、日本投資者保護基金に加入しております。

## Ⅱ. 業務の状況に関する事項

### 1. 当事業年度の業務の概要

#### (1) 事業の経過及び成果

当期の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症を背景とした経済社会活動の制限が徐々に緩和されたことを受けて、緩やかな持ち直しの動きとなりました。また、欧米との金利差拡大により、1ドル150円を超える水準まで円安ドル高が進行したことから、輸入物価の上昇が進みました。

国内債券市場では、新発10年国債は0.205%で期初の取引が始まった後、イールドカーブコントロールの下で0.250%を下値とした狭い値幅での推移となりましたが、超長期ゾーンでは世界的な金融引き締めの流れを背景に金利上昇が進みました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や日本銀行による金融緩和姿勢の維持を受けて、新発10年国債利回りは8月に0.160%まで低下しましたが、金融引き締めにより米国10年国債利回りが4%を超えて上昇すると、本邦債券相場も超長期ゾーン中心に軟調となり、イールドカーブはスティーピングしました。

12月の日銀金融政策決定会合で、長期金利の変動許容幅を0.25%から0.50%に拡大することが決定されると、新発10年国債利回りは一時0.545%まで上昇し、新発2年国債は約7年ぶりにプラス圏まで上昇しました。

2月に日本銀行の新総裁として植田氏を起用する人事案が提出されましたが、急激な金融政策の変更はないとの見方が強く、3月の日銀金融政策決定会合においても金融政策の現状維持が決定されたことから、新発10年国債利回りは低下に転じました。その後、米国の銀行が破綻したことにより、リスクオフの動きが強まると新発10年国債利回りは低下幅を拡大し、0.320%で取引を終えました。

収益状況については、受入手数料は前期比7.8%増加し、情報・システムサービス料は同0.5%減少しました。営業費用は、同0.6%の増加となりました。

以上により、当期の営業収益は36億3百万円（前期比4.6%増）、営業利益は2億22百万円（同159.8%増）、経常利益は3億41百万円（同61.9%増）となり、加えて、当期は社宅売却の特別利益が6億17百万円計上された結果、最終損益は9億88百万円の当期純利益（同127.0%増）となりました。

#### (2) 設備投資

当期に実施しました設備投資の総額は2億49百万円であり、その主なものは老朽化した取引システムの更改によるものです。

#### (3) 資金調達

特記すべき重要な事実はありません。

(4) 対処すべき課題

当社といたしましては、金融市場インフラ機能を安定的に提供するという社会的責任を果たすため、健全な経営基盤の整備、システム管理及び内部管理態勢の強化に引き続き尽力してまいります。

あわせて、市場の求めに応じた情報サービスの整備を図りつつ、我が国金融市場の発展に貢献できるよう取組んでまいり所存であります。

## 2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
資本金	1,890	1,890	1,890
発行済株式総数(千株)	1,400	1,400	1,400
営業収益	3,420	3,444	3,603
(受入手数料)	2,055	2,095	2,261
(その他の営業収益)	1,365	1,348	1,342
経常利益	△23	210	341
当期純利益	△5,841	435	988

(2) トレーディング損益その他の自己取引に係る損益の内訳

当社が行う有価証券の売買は、顧客間の売付けと買付けを対当させるために行うことを目的とし、時価の変動により利益を得るためのトレーディングは行っていません。

(3) 株券の売買高及びその受託の取扱高

当該業務は行っていません。

(4) 有価証券の引受高・売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高

当該業務は行っていません。

(5) その他業務の状況

当該業務は行っていません。

## (6) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円)

	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期
基本的項目 (A)	49,064	49,276	49,574
補完的項目 (B)	234	-	-
その他有価証券評価 差額金(評価益)等	234	-	-
金融商品取引 責任準備金等	-	-	-
一般貸倒引当金	-	-	-
長期劣後債務	-	-	-
短期劣後債務	-	-	-
控除資産 (C)	1,738	1,866	2,917
固定化されていない自己資本 (A)+(B)-(C) (D)	47,560	47,410	46,656
リスク相当額 (E)	2,189	2,240	2,167
市場リスク相当額	1,367	1,468	1,358
取引先リスク相当額	13	9	16
基礎的リスク相当額	809	762	792
控除前リスク相当額	2,189	2,240	2,167
暗号資産等による控除額 (第17条関係)	-	-	-
自己資本規制比率 (D)/(E)×100(%)	2,171.9%	2,116.3%	2,152.6%

## (7) 使用人及び外務員の総数

	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期
使用人	110人	102人	98人
外務員	42人	39人	36人



### Ⅲ. 財産の状況に関する事項

#### 1. 経理の状況

##### (1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	前 期 (2022年3月31日現在)	当 期 (2023年3月31日現在)
<b>( 資 産 の 部 )</b>		
<b>流 動 資 産</b>	<b>14,382,192</b>	<b>16,794,733</b>
現 金 ・ 預 金	9,281,433	11,947,120
短 期 差 入 保 証 金	500,000	573,765
前 払 金	5,603	18,629
前 払 費 用	36,972	33,790
未 収 入 金	313,332	32,561
未 収 収 益	391,273	370,304
有 価 証 券	3,853,200	3,818,090
そ の 他	377	471
<b>固 定 資 産</b>	<b>36,050,769</b>	<b>34,041,320</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,245,831</b>	<b>520,193</b>
建 物	235,826	175,443
器 具 備 品	268,616	269,752
土 地	741,387	74,997
リ ー ス 資 産	0	0
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>249,048</b>	<b>283,700</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	247,013	250,131
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	2,035	33,569
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>34,555,889</b>	<b>33,237,425</b>
投 資 有 価 証 券	34,331,354	33,031,939
長 期 貸 付 金	547	281
長 期 差 入 保 証 金	200,169	126,371
長 期 前 払 費 用	7,235	4,472
繰 延 税 金 資 産	16,582	74,360
<b>資 産 合 計</b>	<b>50,432,961</b>	<b>50,836,053</b>

科 目	前 期 (2022年3月31日現在)	当 期 (2023年3月31日現在)
( 負 債 の 部 )		
流 動 負 債	731,579	915,524
預 り 金	12,120	38,931
未 払 金	165,916	236,864
未 払 費 用	363,012	334,482
リ ー ス 債 務	1,726	1,742
未 払 法 人 税 等	21,033	11,031
役 員 賞 与 引 当 金	63,000	129,000
賞 与 引 当 金	96,600	133,950
資 産 除 去 債 務	8,170	29,520
固 定 負 債	424,678	346,399
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	70,918	103,503
退 職 給 付 引 当 金	234,747	153,236
リ ー ス 債 務	2,180	438
資 産 除 去 債 務	116,831	89,220
負 債 合 計	1,156,258	1,261,923
( 純 資 産 の 部 )		
株 主 資 本	49,394,827	50,244,051
資 本 金	1,890,000	1,890,000
資 本 剰 余 金	1,750,000	1,750,000
資 本 準 備 金	1,750,000	1,750,000
利 益 剰 余 金	45,807,242	46,656,466
利 益 準 備 金	340,500	340,500
そ の 他 利 益 剰 余 金	45,466,742	46,315,966
別 途 積 立 金	45,031,228	45,031,228
繰 越 利 益 剰 余 金	435,514	1,284,738
自 己 株 式	△52,414	△52,414
評 価 ・ 換 算 差 額 等	△118,123	△669,922
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△118,123	△669,922
純 資 産 合 計	49,276,703	49,574,129
負 債 ・ 純 資 産 合 計	50,432,961	50,836,053

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	前 期	当 期
	(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
<b>営 業 収 益</b>	<b>3,444,630</b>	<b>3,603,153</b>
受 入 手 数 料	2,095,644	2,261,088
情 報 ・ シ ス テ ム サ ー ビ ス 料	1,348,986	1,342,064
<b>営 業 費 用</b>	<b>3,358,915</b>	<b>3,380,393</b>
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	3,358,915	3,380,393
<b>営 業 利 益</b>	<b>85,715</b>	<b>222,760</b>
<b>営 業 外 収 益</b>	<b>133,082</b>	<b>119,290</b>
受 取 配 当 金	60	120
受 取 債 券 利 子	121,521	109,874
受 取 利 息	7,476	7,477
そ の 他	4,025	1,817
<b>営 業 外 費 用</b>	<b>7,911</b>	<b>499</b>
支 払 利 息	2,470	30
そ の 他	5,441	469
<b>経 常 利 益</b>	<b>210,886</b>	<b>341,551</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>332,429</b>	<b>617,977</b>
移 転 補 償 費	332,427	-
固 定 資 産 売 却 益	1	617,977
<b>特 別 損 失</b>	<b>75,297</b>	<b>10,790</b>
固 定 資 産 除 却 損	5,814	6,479
移 転 費 用	58,680	-
拠 点 統 合 費 用	-	4,204
そ の 他	10,802	105
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>468,018</b>	<b>948,738</b>
法人税、住民税及び事業税	6,251	6,554
法人税等調整額	26,253	△46,640
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>435,514</b>	<b>988,824</b>

## (3) 株主資本等変動計算書

前期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,890,000	1,750,000	340,500	50,403,412	△5,267,484	45,476,428	△52,414	49,064,013	
当期変動額									
剰余金の配当					△104,700	△104,700		△104,700	
別途積立金の積立				△5,372,184	5,372,184	-		-	
当期純損失					435,514	435,514		435,514	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	△5,372,184	5,702,998	330,813	-	330,813	
当期末残高	1,890,000	1,750,000	340,500	45,031,228	435,514	45,807,242	△52,414	49,394,827	

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	234,785	49,298,799
当期変動額		
剰余金の配当		△104,700
別途積立金の積立		-
当期純損失		435,514
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△352,909	△352,909
当期変動額合計	△352,909	△22,095
当期末残高	△118,123	49,276,703

当期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,890,000	1,750,000	340,500	45,031,228	435,514	45,807,242	△52,414	49,394,827
当期変動額								
剰余金の配当					△139,600	△139,600		△139,600
当期純利益					988,824	988,824		988,824
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	849,224	849,224	-	849,224
当期末残高	1,890,000	1,750,000	340,500	45,031,228	1,284,738	46,656,466	△52,414	50,244,051

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	△118,123	49,276,703
当期変動額		
剰余金の配当		△139,600
当期純利益		988,824
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△551,798	△551,798
当期変動額合計	△551,798	297,426
当期末残高	△669,922	49,574,129

#### (4) 個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 13 号）のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）及び「有価証券関連業經理の統一に関する規則」（昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

### 〈重要な会計方針に係る事項に関する注記〉

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

##### ① 市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

##### ② 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……… 定率法によっております。

（リース資産を除く）ただし、1988 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産……… 定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5 年）による定額法によっております。

リース資産……… 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

役員賞与引当金……… 役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

賞与引当金……… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、当社所定の基準に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付引当金……… 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

### 〈収益認識に関する注記〉

#### (1) 収益の分解

当社は、債券取引の仲介業務及び情報の提供業務を営んでおり、各サービスの売上高は2,261,088千円及び1,342,064千円であります。

#### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

債券取引の仲介業務については売買が成立した時点、情報の提供業務については情報を配信した時点において履行義務を充足していると判断し、収益を認識しております。

### 〈貸借対照表に関する注記〉

#### 1. 担保に供している資産

	(前 期)	(当 期)
投資有価証券	34,226,965 千円	32,927,550 千円
有価証券	3,853,200 千円	3,818,090 千円
計	38,080,165 千円	36,745,640 千円

上記は、日銀RTGSに対応するため日本銀行に対して差入れているもの及び株式会社日本証券クリアリング機構に対して当初証拠金及び清算基金の代用有価証券として差入れているものの合計であります。

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

	(前 期)	(当 期)
	1,830,113 千円	940,829 千円

### 〈損益計算書に関する注記〉

#### 1. 固定資産売却益

社宅売却に伴い発生した売却益であります。

#### 2. 拠点統合費用

システムオフィスを本店に統合するために係る費用であります。

### 〈株主資本等変動計算書に関する注記〉

#### 1. 事業年度の末日における発行済株式の数

	(前 期)	(当 期)
普通株式	1,400,000 株	1,400,000 株

#### 2. 事業年度の末日における自己株式の数

	(前 期)	(当 期)
普通株式	3,999 株	3,999 株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月20日 定時株主総会	普通株式	139,600	100	2022年 3月31日	2022年 6月27日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	139,600	100	2023年 3月31日	2023年 6月26日

〈税効果会計に関する注記〉

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(前期)	(当期)
減価償却超過額	1,362,174 千円	669,796 千円
繰越欠損金	249,224 千円	613,151 千円
その他有価証券評価差額金	47,705 千円	208,938 千円
退職給付引当金	71,879 千円	46,921 千円
賞与引当金	29,578 千円	41,015 千円
資産除去債務	38,275 千円	36,358 千円
役員退職慰労引当金	21,715 千円	31,692 千円
賞与引当金繰入に係る未払社会保険料	3,470 千円	7,049 千円
未払事業税	4,487 千円	- 千円
その他	6,275 千円	6,415 千円
繰延税金資産 小計	1,834,786 千円	1,661,339 千円
評価性引当金	△1,774,465 千円	△1,556,007 千円
繰延税金資産 合計	60,321 千円	105,332 千円

繰延税金負債	(前期)	(当期)
資産除去債務に対応する除去費用	△27,112 千円	△25,483 千円
その他有価証券評価差額金	△16,626 千円	△5,488 千円
繰延税金負債 合計	△43,739 千円	△30,972 千円
繰延税金資産純額	16,582 千円	74,360 千円



## 〈金融商品に関する注記〉

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、新規の資金運用は短期的な預金等のほかは、日本国債、政府保証債及び地方債に限定し、また、資金調達には金融商品取引業者又は金融機関からの借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容とそのリスク並びにリスク管理体制

預金預入先は、日本銀行のほかは銀行等預金取扱金融機関の預金保険制度の対象となる預金に限定しております。

短期差入保証金は、株式会社日本証券クリアリング機構に対する当初証拠金及び変動証拠金として預託したものであり、株式会社日本証券クリアリング機構に対して取引先リスクは想定しておりません。また、その他の短期差入保証金はオフィスの敷金であります。

有価証券及び投資有価証券は主に国債等債券決済資金の担保として日本銀行及び株式会社日本証券クリアリング機構に差入れるために保有している債券であります。また、非上場株式は、当社が我が国の債券決済制度に参加するために保有しているものであります。有価証券及び投資有価証券に含まれる債券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、日々時価額を把握しているほか、日々の自己資本規制比率の算出において市場リスク相当額を算出して管理しております。

長期貸付金は、従業員貸付金であり、長期差入保証金は、オフィスの敷金等であります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、流動性リスクストレステスト及びこれに基づく用途別資金配分などの、流動性リスク管理体制の下、必要資金を維持・管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式は、次表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券 及び投資有価証券 その他有価証券－債券	36,745,640	36,745,640	-
(2) 長期貸付金	281	281	0
(3) 長期差入保証金	126,371	82,633	△43,737
資産計	36,872,292	36,828,554	△43,737

(注1) 有価証券に関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

すべての有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券として保有しており、これに関する種類ごとの、取得原価又は償却原価と貸借対照表計上額との差額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	15,306,428	15,392,290	85,861
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債・ 地方債	22,103,645	21,353,350	△750,295
合計		37,410,073	36,745,640	△664,433

(注2) 市場価格のない株式等は次のとおりであります。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
その他有価証券－非上場株式	104,389

投資有価証券のうちの株式は、当社が我が国の債券決済制度に参加するために保有しているものであり、金融商品の時価情報の「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

(注3) 金銭債権及び償還期日が定められている金融商品の事業年度末日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
有価証券及び 投資有価証券	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	4,000,000	17,700,000
長期貸付金	266	15	-	-	-	-
合計	3,800,266	3,800,015	3,800,000	3,800,000	4,000,000	17,700,000

2. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 国債・地方債	34,994,490	1,751,150	-	36,745,640
資産計	34,994,490	1,751,150	-	36,745,640

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	281	-	281
長期差入保証金	-	82,633	-	82,633
資産計	-	82,914	-	82,914

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。国債がこれに含まれております。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。地方債がこれに含まれております。

長期貸付金

長期貸付金については、元利金の合計額を同様の貸付を行った場合に想定される対応する期間の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期差入保証金

長期差入保証金については、対応する期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 〈資産除去債務に関する注記〉

資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

### 1. 当該資産除去債務の概要

本店及びシステムオフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～47年と見積り、割引率は0.000%～0.910%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	(前 期)	(当 期)
期首残高	32,836 千円	125,002 千円
見積の変更による増加額	3,275 千円	1,016 千円
時の経過による調整額	834 千円	923 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	88,055 千円	- 千円
資産除去債務の履行による減少額	-	△8,200 千円
期末残高	125,002 千円	118,741 千円

## 〈1株当たり情報に関する注記〉

	(前 期)	(当 期)
1. 1株当たりの純資産額	35,298 円 47 銭	35,511 円 52 銭
2. 1株当たりの当期純利益	311 円 97 銭	708 円 32 銭

## 2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

借入金はありません。

### 3. 保有有価証券の状況

保有有価証券（「その他有価証券」のみを保有）で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	前 期 (2022年3月31日現在)			当 期 (2023年3月31日現在)		
	取得原価又は償却原価	時価（貸借対照表計上額）	評価損益	取得原価又は償却原価	時価（貸借対照表計上額）	評価損益
流動資産に属するもの						
債 券	3,798,898	3,853,200	54,301	3,800,165	3,818,090	17,924
固定資産に属するもの						
債 券	34,382,762	34,226,965	△155,797	33,609,908	32,927,550	△682,358
合 計	38,181,661	38,080,165	△101,496	37,410,073	36,745,640	△664,443

時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

種 類	前 期 (2022年3月31日現在)	当 期 (2023年3月31日現在)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
その他有価証券	104,389	104,389
流動資産に属するもの	-	-
固定資産に属するもの 株式（非上場株式）	104,389	104,389

### 4. デリバティブ取引（トレーディングに係るもの以外）の状況

該当事項はありません。

### 5. 財務諸表に関する会計監査人による監査の有無

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

## IV. 管理の状況に関する事項

### 1. 内部管理の状況の概要

#### (1) 会社の業務の適正を確保するための体制

2017年3月23日に開催された取締役会において、会社の業務の適正を確保するための体制の整備について、以下のとおりの決議を行っております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 役職員が倫理観を保持して法令及び定款に適合する業務運営を行うために、倫理コードを定めます。
  - (ii) コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、コンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、コンプライアンス・プログラムを年次で策定し、コンプライアンスに関する施策を実施します。
  - (iii) 役職員にコンプライアンス研修を受講させ、法令及び定款等の遵守に対する意識の向上を図ります。また、必要に応じて社内規程及び業務基準の制改定を行い、コンプライアンス体制を整備します。
  - (iv) 反社会的勢力との関係を遮断するため、反社会的勢力対応基本方針等を定め、全社的な対応を行います。
  - (v) 社長を委員長とする内部管理委員会を設置し、コンプライアンス部門を事務局として、コンプライアンス体制の企画・推進について審議し、または状況の報告を行います。
  - (vi) 業務執行部門から独立した内部監査部門が、法令及び定款等を遵守して業務運営が行われているか定期的に監査を実施し、内部管理委員会、取締役会及び監査役会に報告します。
  - (vii) 監査役は、取締役会のほか常勤役員で構成する経営全般の意思決定機関である経営会議、業務執行に係る各会議体に出席し、役職員の職務の執行の法令及び定款への適合状況を確認できる体制としております。
  - (viii) 内部通報制度の窓口を日本証券業協会の内部通報支援センターに設置し、その適正な運用を図ります。

#### (運用状況の概要)

コンプライアンスに関する社内研修等を通じて全社的な実効性向上を図ることに加えて、内部管理委員会を定期的で開催し、コンプライアンス関連事項の審議及び報告を行い、内部管理態勢の強化、充実に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 取締役の職務の執行に関する情報（取締役会の議事録等）については、文書管理規程等に則って保存及び管理を行います。

(ii) 取締役及び監査役は、保存されているすべての情報を閲覧することができます。

(運用状況の概要)

文書管理規程等に基づいて適正に情報が管理されていることを確認しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 損失の危険の顕在化を未然に防止し、又は再発を防止する観点から、リスク管理規程を制定します。また、損失の危険が顕在化した場合に、被害を最小化し、迅速な再開を図る観点から、BCP基本規程を制定します。

(ii) リスク管理規程は、当社のリスク管理方針及び管理すべき各種リスクを明確にし、それらのリスクを適切に管理するための基本的事項を定め、業務運営に伴う損失の危険を回避し、財務の健全性を確保します。

(iii) リスク管理部門がリスク管理を統括し、管理すべきリスク毎に主管部署を定め、全社的なリスク管理体制を確立するとともに、年次でリスク管理計画を定め、リスクを適切に評価し、コントロールするための活動を継続します。

(iv) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理部門を事務局として、各種リスクの管理体制の企画・推進について審議し、又は状況の報告を行います。

(v) BCP基本規程は、損失の危険が顕在化した際、当社が優先的に継続すべき業務及び対処方針を明確にし、それらを適切に遂行するための基本的事項を定め、事業の継続、又は事業の迅速な再開を図ります。

(vi) 経営企画部門が事業継続管理を統括し、年次で事業継続管理の計画を定め、事業継続体制を維持・確立するための活動を継続します。

(vii) 社長を委員長とするBCP委員会を設置し、経営企画部門を事務局として、事業継続体制の企画・推進について審議し、又は状況の報告を行います。

(運用状況の概要)

リスク管理、情報セキュリティ及びBCPに関する社内研修、訓練等を行い、全社的な実行性向上を図ることに加えて、リスク管理委員会及びBCP委員会を定期的開催し、両委員会が管轄する事項について審議及び報告を行い、適切な管理、態勢の強化に努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 業務分掌規程等により、業務運営の基本組織を定め、職務権限と意思決定のルールを明確にして、全社的な業務の効率化・合理化を行います。

(ii) 取締役会以外の会議を月間に数回開催して、取締役間の情報共有を図るとともに、経営方針等の業務の進捗状況のレビューを実施し、必要な場合には業務の改善を促すことにより、効率のよい職務の執行を行います。

(運用状況の概要)

常勤の取締役及び執行役員で構成される経営会議並びに業務執行会議を定期的開催し、業務執行に関する審議及び報告を実施しております。

- ⑤ 会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社には親会社及び子会社はないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はありません。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
補助者は設置しません。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び同使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項  
補助者は設置しないため、補助者の取締役からの独立性及び補助者に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項の定めはありません。
- ⑧ 会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令及び定款等に違反するおそれのある重大な事実、主要な会議に付議された事項、コンプライアンス・リスク管理・BCP・監査に関する事項及び稟議事項等について、取締役及び主要な職員から報告を受けます。
- (ii) 当社に子会社はないため、子会社の取締役、使用人等から報告を受けた者が監査役に報告をする体制に関する定めはありません。
- (運用状況の概要)  
関連規程等に基づいて監査役に対する各種の報告を適正に実施しております。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (i) 倫理コードにおいて、違法又は不正と思われる行為を不当な目的を持たずして報告した役員職員に対し、そのことを理由として不利益となるいかなる取扱いもしてはならない旨を定めています。
- (ii) 内部通報制度の運用に関する規則を定め、通報者の秘匿性の確保と不利益の防止を図ります。
- (運用状況の概要)  
倫理コード等に基づいた適正な運用がなされていることを確認しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。



(運用状況の概要)

監査役の職務執行に係る費用が適正に処理されていることを確認しております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査役は、監査の実効性を確保するために、取締役及び主要な職員と定期的に会合を開催します。
- (ii) 監査役は、取締役及び主要な職員を監査役会に出席させ報告を求めることができます。
- (iii) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門並びにコンプライアンス部門並びにリスク管理部門と定期的に意見交換を行い、相互に連携を図ります。

(運用状況の概要)

監査役と会計監査人及び各部門との連携が適正に行われていることを確認しております。

(2) 顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法

① 取扱方針

- (i) 当社は、顧客からの苦情等の取扱いに当たっては、金融ADR制度も踏まえつつ、関係部署が連携して、その事実と責任を明確にし、顧客の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切にその解決を図るものとし、金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第1号から第8号までに掲げる場合等にあつては、これらを尊重するものとし、
- (ii) 当社は、顧客からの意見等を真摯に受け止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立てるものとし、
- (iii) 当社は、顧客から預かった個人情報適切に管理するものとし、
- (iv) 当社は、反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行うものとし、
- (v) 当社は、顧客に対して苦情等の対応の進行に応じて適切な説明を行うことを含め、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指すものとし、
- (vi) 当社は、社内での対応により苦情等の解決を図ることができない場合その他適切と認める場合には、顧客に外部の紛争等解決機関（特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター「FINMAC」）を紹介し解決を図るものとし、

② 苦情等の受付

苦情等の申し出は、苦情等を申し出ている顧客の担当者等が受け付けるものとし、

③ 苦情等対応の統括

- (i) コンプライアンス部長は、苦情等に対する迅速、誠実、公平かつ適切な対応を図る観点から、顧客からの苦情等に関する対応方針を内部管理統括責任者と協議のうえ決定し、当該方針にもとづいて、関係部署を指導監督するとともに、苦情等対応の進捗状況を管理する等、苦情等対応の全般を統括するものとし、

(ii) コンプライアンス部長は、対応方針を決定するに当たっては損失補てんの禁止に関連する法令その他の規則の遵守に留意するものとします。

④ 苦情等の報告及び処理

(i) 苦情等を受け付けた者は、速やかに苦情等処理責任者である所属長に報告するものとします。

(ii) 苦情等処理責任者は、苦情等の報告を受けた場合及び苦情等の発生を認識した場合は、速やかにコンプライアンス部長に報告するものとします。

(iii) コンプライアンス部長は、苦情等について、内部管理統括責任者に報告し苦情等処理責任者等と協力して苦情等の解決に当たるものとします。

(iv) 内部管理統括責任者は、苦情等が経営に重大な影響を与えると認められる場合は、その内容を取締役会等に報告するものとします。

⑤ 社内管理態勢の充実

当社は、苦情等への対応が金商法その他の法令及び社内規則に基づいて適切に行われているか否かについて、定期的に内部監査を行うものとします。

## 2. 分別管理の状況

金融商品取引業に係る顧客との取引に関して、顧客から預託を受けた金銭、有価証券等の資産はありません。

# V. 子会社等の状況に関する事項

## 1. 企業集団の構成

該当事項はありません。

## 2. 子会社・関連会社の商号、所在地、資本金、事業内容等

該当事項はありません。